

差別投稿削除要請へ

川崎市、ヘイト禁止条例で

川崎市がヘイトスピーチを禁止する市条例にもとづき、市内に住む在日コリアン3世の女性を標的にしたツイッターへの投稿2件について、近くツイッター社に削除要請を行うことにな

った。公共の場でのヘイトスピーチに刑事罰を科す「差別のない人権尊重のまちづくり条例」（今年7月1日に全面施行）に基づき、初めての手続き。

市は投稿の具体的な内容

を明らかにしていないが、2件とも「日本や川崎から」出て行け」という趣旨の投稿だとしている。

同条例はネット上の差別的言動について、刑事罰の対象外としつつ、市長が有識者で構成される「差別防止対策等審査会」の意見を聴き、審査会の答申を踏まえて拡散防止措置や内容の公表を行う、としている。

審査会は7月に市から諮

問された投稿9件を審議し、そのすべてが「不当な差別的言動」にあたり、現在も閲覧可能な2件について「削除要請するのが適当」と判断。9日、削除を

要請するよう市に求める答申をまとめた。16日に市長に渡す。市は「答申を受けてから速やかに削除を要請する」としている。

（大平要）